

# 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、常勤及び非常勤の理事と監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 非常勤理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 交通費は、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 常勤理事長には職務執行の対価として別表2により月額報酬を支払うことができる。

- 2 非常勤理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 交通費は、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

- 2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 交通費は、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 3 交通費は、その実費とする。

(入所検討委員の勤務報酬等)

- 第7条 入所検討委員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、入所検討委員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて入所検討委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。
- 2 入所検討委員が理事会以外の日において、入所検討委員会の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
  - 3 交通費は、その実費とする。

(出張旅費)

- 第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
  - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
  - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
  - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

- 第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

- 第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

- 第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成23年3月4日より適用する。

この規程は、平成26年6月1日より適用する。

この規程は、令和2年6月18日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	7,000円
苦情対応第三者委員	7,000円
入所検討委員	7,000円

別表 2

名 称	報 酬
常勤理事長業務報酬(月額)	600,000円
理事業務報酬等(日額)	7,000円
監事監査指導報酬等(日額)	7,000円
苦情対応第三者委員(日額)	7,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	実費	7,000円	実 費